

市・道民税と所得税の申告をしましょう

問合せ・ご相談 市税係 ☎32-2219

次に該当する方は確定申告が必要です

事業をされている(報酬のある方)、農業を営んでいる

年金、恩給などを受けている

※各種年金、各種恩給が該当

配当金(株の配当など)、不動産収入(家賃や地代など)、一時的な収入(保険の満期など)、雑収入(そのほか)などがある

※それぞれの額が少額である場合も申告が必要

令和2年中の給与の収入金額が2千万円を超えている

給与所得者で2カ所以上で給与を受け取っていて年末調整をしていない給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計額が20万円を超えている

所得がない場合で、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している

児童扶養手当を受給している

重度心身障がい者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療などの医療費の助成を受けている

※ただし滝川税務署や郵送、またはe-Taxなどで確定申告をされた方は、市役所での市・道民税の申告は必要ありません。

今年も市・道民税と所得税の申告の時期になりました。

例年どおり市・道民税と所得税の申告を市役所コミセン多目的ホールと東公民館で行ないます。

必要なものをご確認のうえ、お越しくくださいますようお願いいたします。

必要なものは…

4ページのチェックリストで確認!



CHECK!

市・道民税の申告は生活に直結しています



市・道民税の申告によって国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定されますので、申告をしないと税や保険料が高くなってしまったり、医療費の助成が受けられなかったりしてしまいますので、**必ず申告をしてください。**

滝川税務署で確定申告される方へ

❶滝川税務署の確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

入場整理券は各会場で当日配布しますが、スマートフォンアプリ「LINE(ライン)」から事前発行も可能です。

※赤平市の会場で整理券の発行は行なっていません。

※e-Taxでは住民税申告はできません(所得税申告のみ)。

❷新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、「ご自宅からe-Tax」をご利用ください。

お持ちのスマホやパソコンでご自宅から申告ができます。利用には手続きが必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

申告やe-Taxご利用の相談は、滝川税務署へ直接お電話いただくか、国税庁のチャットボットでも可能です。

滝川税務署 ☎22-2191 (音声ガイダンス)

- 例年、受付開始の直後や日曜日はかなり混雑します。反対に、平日の日中から夕方は比較的空いていることが多いです。
- 混雑時には入場制限を行ないますので、あらかじめご了承ください。
- 自家用車でお越しの場合は、受け付け後に車内でお待ちいただくこともできます。当日の混雑状況でご判断ください。
- 期間中、市のホームページで申告会場の混雑状況をお知らせします(QRコードは次のページ)。
- 申告会場内でコピーは行ないません。申告に必要な添付書類(源泉徴収票、領収書など)は、事前にコピーなどをされてからご来場ください。
- 会場に来て申告することが困難な方は、市税係までご相談ください。
- 青色申告をされる方は、お手数ですが滝川税務署にてご申告くださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症
感染拡大防止にご協力ください

申告会場でのお願い

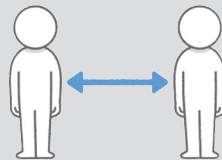
手指の消毒



マスクの着用



ソーシャル
ディスタンスの確保



入場時の検温

※37.5度以上の発熱がある方は、入場をお断りさせていただきます。



医療費控除の計算や生命保険料などの整理
※対面時間を短縮し、感染リスクを軽減

会場 市コミセン多目的ホール

申告日	指定地域・対象者
2月8日(月)	
2月9日(火)	収入のない方
2月10日(水)	障害年金受給者
2月12日(金)	遺族年金受給者
2月15日(月)	
2月16日(火)	大町・東大町・日の出町
2月17日(水)	錦町・本町・泉町
2月18日(木)	住友地区・赤間地区・東豊里町・西豊里町
2月19日(金)	豊栄町
2月21日(日)	市内全域(日曜受付)
2月22日(月)	昭和町・幸町
2月24日(水)	若木町東・若木町西
2月25日(木)	若木町南・若木町北
2月26日(金)	幌岡町・共和町・住吉町
3月8日(月)	宮下町・美園町
3月9日(火)	桜木町・豊丘町・字豊里
3月10日(水)	東文京町
3月11日(木)	北文京町
3月12日(金)	西文京町
3月15日(月)	市内全域

申告日程

受付時間(平日・日曜受付 共通)

◆午前の部:8時30分~11時30分

◆午後の部:13時~16時

※8時30分より前・11時30分~13時は受け付け
できませんのであらかじめご了承ください。

指定地域

◆事情があり困難な場合は、地域ごとに指定された申告日以外でも問題ありません。

◆東公民館での申告日(2月28日(日)~3月5日(金))
は、市役所では受け付けできません。

会場 東公民館

申告日	指定地域・対象者
2月28日(日)	市内全域(日曜受付)
3月1日(月)	平岸曙町・平岸仲町・平岸南町
3月2日(火)	平岸新光町・平岸西町・平岸桂町・平岸東町
3月3日(水)	茂尻中央町・茂尻本町・百戸町・エルム町
3月4日(木)	茂尻春日町・茂尻新春町・茂尻新町・茂尻栄町
3月5日(金)	茂尻元町・茂尻旭町・茂尻宮下町